

（３）事例調査結果のまとめ

都市住民と農業とのふれあいの場の事例調査結果を整理したものを下表に示す。

表Ⅰ.3-1 都市住民と農業とのふれあいに関する事例調査一覧表

施設名称	所在地	区 分	管理・運営主体	利用状況	立地条件等	特 徴	効果・多面的機能等	自治体の関わり
柴シーサイド ファーム	神奈川県 横浜市	a. 市民農園	農 協	全区画利用 (500 区画)	農業振興区域。周囲 は市街地、工業団地	・横浜市の農業専用地区制度により整備した。 ・福祉区画も整備されている。	・基盤整備を行った結果、農地の有効利用が図られた。	・農業振興施策（農業専用地区制度）によるサポート
みやもとファーム 農業体験塾	東京都 練馬区	〃	農 家	100 名	市街化区域	・練馬区の都市農業振興策における「農業体験農園」（農家が開設、運営）である。	・農家の指導のもと、農家と利用者の相互交流が自然に図られている。	・練馬区は、園主に対して助言を行うほか、施設整備費、管理運営費の一部を助成している。
青空農園	神奈川県 相模原市	〃	農 家	全区画利用	農業振興区域	・消費者の市民団体が、有限会社を設立し農業生産法人となった。 ・遊休農地の活用に努めている。	・農業体験農園を開設し、消費者と生産者が協働で農業をしている。 ・家庭で出た生ごみを堆肥化し、できた野菜を食べてもらおうというモデルを構築している。	・なし
げんきの郷	愛知県 大府市	b. 観光農園	農 協	年間 70 万人	市街地近郊の農業地帯	・商、工、観光とも連携した直売所メインの地域複合産業となっている。	・開園から半年で、げんきの郷への出荷が 100%の農家が、20 軒以上となり、それにより若い世代が農業に戻りつつある。	
あおいパーク	愛知県 碧南市	〃	碧南市	年間 100 万人	名古屋から約 40km に位置する平坦な農業地帯	・野菜の「オーナー農園制度」が実施されている。	・周辺農地は、これまでの生産物に加えて、直売所を意識した多様な作物が植え付けられるようになった。	・碧南市が管理運営
農業公園 サバーファーム	大阪府 富田林市	〃	農事組合法人	年間 9 万人	市街地近郊の農業地帯	・農地開発事業と一体的に整備した。	・都市住民に自然と親しむオープンスペースを提供し、自然と農業に対する理解を深める場となっている。	・富田林市が基盤整備
見沼田んぼ福祉農園	埼玉県 さいたま市	c. 福祉・学童 農園	福祉関連団体	100 名	農地保全区域	・埼玉県の見沼田圃公有地化事業の中に、「福祉農園の管理・運営」の考えが盛り込まれ、整備された。	・障害のある者となない者が協働で活動している。	・埼玉県の見沼田圃公有地化事業の一環として開園。
若あゆ農園	神奈川県 相模原市	〃	相模原市	市内 79 校の小 中学生	市街地近郊	・市内の児童の農業体験の場である。	・食と命を考える体験として、食農体験、稲作体験、畑作体験等が行われている。	・相模原市が管理運営
磯沼ミルク ファーム	東京都 八王子市	d. ふれあい 牧場	農 家	団体会員と個人 会員 60 人	市街地近郊	・地域住民との繋がりを経営の中に具体化させた。	・児童の見学や市のイベントにも積極的に参加して市民との交流をはかっている。	・なし
おおさか府民牧場	大阪府 能勢町	〃	大阪府が(財)み どり公社に委託	13 万 5 千人	山間部	・大阪府が(財)みどり公社に管理を委託している。	・牛の乳しぼりや子牛への牧草やり、ポニー乗馬など体験参加型イベントがあり、動物とふれあうことができる。	・大阪府が整備
寺家ふるさと村	神奈川県 横浜市	e. 農業公園	地元管理組合		農業振興地域	・横浜市の農業専用地区制度により整備した。	・ため池、里山、水田の管理により、景観及び生態系の保全に寄与している。	・農業振興施策（農業専用地区制度）によるサポート
舞岡ふるさと村	神奈川県 横浜市	〃	地元管理組合	直売所 5 万人/ 年。ハム工房 4 万人/年	農業振興地域	・横浜市の農業専用地区制度により整備した。	・ため池、里山、水田の管理により、景観及び生態系の保全に寄与している。	・農業振興施策（農業専用地区制度）によるサポート

2. 現地調査結果

(1) 現地調査地区

前述した調査対象事例候補地から、規模と利用状況（利用者数、売り上げ高の伸び等）に着目し、現地調査の対象事例を選定した。また、選定に当たっては、地域及び取り組みの種類に偏りがないように留意した。

以下に選定した事例と選定理由、調査項目を示す。

種類	名称	選定理由
a. 市民農園	青空農園 (相模原市)	・ 農業者と消費者が出資して設立された農業生産法人である。 ・ 消費者も含め農作業や直売所の運営をしている。 ・ 農地は市内の遊休農地を利用し、荒廃農地の減少に貢献している。
b. 観光農園	農業公園 サバーファーム (富田林市)	・ 農地開発事業に伴い整備された大規模観光農業である ・ 地元農家の女性による加工品の開発が行われている
c. 福祉・学童農園	田んぼ福祉農園 (さいたま市)	・ 大規模な福祉農園である ・ 県の見沼田圃公有地化事業の一環として整備された ・ 福祉と環境保全を両立する好例である ・ 生産する花苗の売り上げも好調である
d. ふれあい牧場	磯沼ミルク ファーム (八王子市)	・ 市民との交流を重視した牧場である ・ におい対策に工夫が見られる ・ 市のイベント等への積極的な参加が見られる
e. 農業公園	舞岡ふるさと村 (横浜市)	・ 地域の景観保全 ・ 直売所や集出荷施設による活発な農業 ・ 加工販売の成功

調査項目	調査内容
1) 農地農業の実態	地権者、農業従事者、生産農作物の状況等
2) 周辺環境	立地環境、周辺環境への配慮等
3) 整備方法	整備事業主体、助成制度等の活用等
4) 管理運営実態	管理運営者、経営状況、料金等
5) 利用者実態	利用者の年齢・人数・居住地、利用頻度・状況等
6) 多面的機能	農業・農地が有する多面的機能の発揮状況
7) 自治体での位置付け	自治体が関係する場合の都市政策のなかでの位置づけ

（２）現地調査結果

１）青空農園（遊休農地活用の体験農園）

概要

- ☐ 農業者と消費者が出資して設立された農業生産法人であり、消費者も含め農作業や直売所の運営を実施している。
- ☐ 農作物は、稲作を基本とし、野菜も 50～60 品目作付している。
- ☐ 農地の一角で、直売所と市民農園を開設している。

①農地・農業の実態

- ☐ 青空農園は、農家と消費者が出資して設立した有限会社であり、相模原市内の遊休農地を利用して農業を行っている。消費者個人が構成員となった農業生産法人は全国初の例である。
- ☐ 平成 18 年 1 月現在の経営耕地面積は、7.9ha(水田 3.4ha、畑 4.5ha)で、高齢農業者からの借地等により経営農地は増えている。
- ☐ 平成 14 年から特定農地貸付法による市民農園「農業体験農園」を開設している。

②周辺環境

- ☐ 周辺地域は農業振興地域である。
- ☐ 遊休農地が多く、市が運営する市民農園もある。
- ☐ 一部の農用地内に産業廃棄物置き場として不法利用されている箇所がみられる。

③整備方法

- ☐ 平成 2 年に平本氏(現青空農園社長)が市民・消費者グループとともに稲作中心の農業体験教室を始めたのが設立のきっかけである。当初は、田植え・稲刈りなどに集まるだけのイベントであったが、消費者会員の「本格的に農業をしたい、農地を持ちたい」という要望を受け、平成 12 年に農業生産法人有限会社となった。(農業者 5 人、消費者 17 人)
- ☐ 消費者個人が出資し、補助金を受けずに設立された農業生産法人は全国的にも珍しい。

経営・活動の推移

年次	経営面積	取り組み等
平成元年		・当時養豚農家であった平本氏の豚舎・水田ともに、区画整理事業の対象地となる。これを契機として、「自分の作った米が食べられなくなるので、荒れた水田を借りて、家族が食べられる分くらいは自分でつくりたい。どうせやるなら、1人ではなく、みんなに声をかけてみんなで米づくりをして、みんなで食べられるようにしよう」と考え始める。
平成2年	水田 1.5ha	・【親と子の青空教室（米づくり教室）を開催】 ・「家庭の自給率を上げよう。田んぼに来てくれば、家族が1年間に食べられる米はあげられます」という平本氏の呼びかけに、約15人の消費者が集まり、約1.5haの水田での無農薬栽培が始まる。
平成4年	水田 1.5ha	・発足当初は、田植え・稲刈りなどに集まるだけの米づくりイベントだったが、「最初から最後まで稲作をやりたい」と消費者会員から要望が強まり、耕起や代かきなどの全作業を実施するようになる。また、畑作作業を共同で実施する。
平成6年頃～		・最初は素人集団に水田を貸すことをためらっていた地域の農業者たちの受け止め方も変わりはじめ、次第に受託面積が拡大する。
平成7年		・平本氏が相模原市から経営改善計画の認定を受け、認定農業者になる。
平成10年	水田 2.5ha	・相模原市の農体験施設（相模原市立相模川自然の村）の周辺農地の整備を水田組合に依頼される。（約1.0ha増）
平成12年	水田 2.5ha 畑 0.55ha	・【農業生産法人の設立】 ・青空教室の消費者会員から、「青空教室を、消費者も出資できる会社組織にできないか」という提案がある。平本氏の参加者を募るために組織の基盤を確固としたものにしたいとの考えもあり、同年10月に、農業者5人と消費者17人が出資して経営に参加する農業生産法人を設立する。
平成13年		・近隣の家庭から出る生ゴミを堆肥化し、同農園で使用し、野菜にして返す「相模原いきごみ隊」の活動を開始する。 ・市内の酒販店の若手グループ「相照会」との交流により、減反田を使った酒米の栽培が始まる。
平成14年		・【直売所・市民農園の開設】 - 相模原駅前に直売所「青空」を整備し、その背後の農地に市民農園を開設する。
平成16年	水田 3.0ha 畑 3.5ha	・同法人発足当時の消費者出資者8人が常時従業者となる。そのため消費者の出資枠に余裕ができたため、新たに6人の消費者が出資者となり、経営に加わる。 ・青空農園の出資者で、「五色塾」を運営している小川氏が、青空農園のは場を親子の農業体験などに活用し始める。 ・五色塾を通じて、アトピー性皮膚炎に悩む家庭に向けた畳表を作る畳屋とのつながりが生まれ、無農薬のい草と稲わらの販売が始まる。

④管理運営実態

- 農業生産法人は、資本金の 1/4 まで関連事業者の出資が認められている。消費者構成員は一律 50,000 円を出資している。
- 関連事業者が法人構成員として認められるために、消費者構成員は法人が生産した野菜を年間 50～60kg、5 年間買うという「継続的農産物年引き契約書」を取り交わしている。
- 青空農園では、出資した消費者構成員が 60 日以上農作業に参加することにより常時従業者になり、法的には農業者扱いとなっている。そのため、関連事業者の出資枠に余裕ができ、平成 16 年には新たな消費者 6 人が出資者となった。
- 農業生産法人設立 3 年目から黒字経営を実現している。

経営概況

名称	有限会社 青空農園（農業生産法人）
資本金	資本金 350 万円（当初は 320 万円、H16 年度に増資し 350 万円となった）
出資者	設立当初：農業者 6 人＋消費者 17 名
資産	なし。 解散時のことを考慮し、会社の資産は持たないようにしている。農地は借地とし、欧危惧は平本氏の個人所有とする。
経営耕地面積	7.9ha（構成員からの借地：0ha、近隣農業者からの借地：約 25 件） （水田 3.4ha、畑 4.5ha）
主な作物	稲作 3.4ha（うち酒米：1.2ha） うるち米 7 t、酒米 3 t 露地野菜：4.5ha（50～60 品目） 葉物は年 4～5 回転、野菜平均年 2.5 回転
労働力	農作業 常時従事者 2 人＋臨時的従事者（60 日以上：8 人、月 2 回程度：10 人） 直売（週 2 回開店） 常時従事者 2 人＋臨時的従事者
主な施設	■事務所：70 m ² （代表者の自宅に併設） ■直売所：25 m ² ■農業体験農園：30 区画（1 区画 50 m ² ） ■ビニールハウス：150 m ²
販売商品 販売先	■野菜：直売所、市内スーパー、弁当屋との契約、消費者構成員との「継続的農産物取り引き契約書」による販売 ■無農薬米：直売所（600 円/kg） ■無農薬の稲藁：横浜市瀬谷にある畳屋に販売
管理方法	■直売所：用地は農業者会員の所有地で、設計・建設も会員が手がけた。 販売担当は、青空農園の消費者メンバーが交代で受け持っている。 ■市民農園：農作業のノウハウを教える「農業体験農園」を 30 区画設け、1 区画（50 m ² ）年間 3 万円の使用料で提供している。 ■相模原いきごみ隊：各家庭にバケツを配布し、生ごみを回収する。回収したバケツは洗浄し、青空農園で収穫された野菜を入れ返却する。近隣の 32 世帯が参加している。

⑤利用者実態

利用形態	現状
体験農園	☐ 利用希望者が多く、空きがない状態である。
出資者	☐ 運営委員会、農作業活動とも自由参加であり、参加頻度には差がある。 ☐ 設立当初の消費者メンバーのうち5～6人は現在不参加となっている。 ☐ 農地の区画わけは行わず、全員で農作業を行う。
会員	☐ 青空農園の会員制度がある。1/4 の規程のため出資者になれないが、農作業に参加したいという消費者が会員となっている。 ☐ 会員でも、人数に空きが出来たら出資者となることが可能である。

⑥多面的機能

機能	機能の発揮状況
交流・レクリエーション機能	☐ 有限会社青空農園では、消費者と農業者の垣根を超えた共同作業が行われている。 ☐ 市民農園では、農業者の指導を通し、農業者と消費者の交流が行われている。
教育・学習・体験の場の提供	☐ 五色塾（フリースクール）の農業体験の場として活用されている。
自然環境保全機能	☐ 低農薬の生産に取り組んでいる。 ☐ 無農薬のい草と稲わらは、アトピー性皮膚炎に悩む家庭に向けた畳表の材料として活用されている。
景観形成機能	☐ 市内の遊休農地を利用することで、荒廃農地の減少につながっている。
リサイクル機能	☐ 「相模原いきごみ隊」に協力し、家庭から出る生ごみを堆肥化している。



畑



田（相模川中州）

2) 富田林市農業公園サバーファーム（観光農園）

概要

- ☐ 富田林市が事業主体となり、農地造成で整備された農地 20ha を中心に構造改善事業で施設整備を行い、平成 5 年度に「富田林市農業公園サバーファーム」として開園
- ☐ 都市住民が農業体験を通じて農業の必要性和理解を深める施設として開設され、園内には農産物直売所や収穫体験農園が整備されている。

①農地・農業の実態

- ☐ 富田林市農業公園サバーファームは総面積約 20ha、うち 8.0ha は農地造成事業により整備された農地である。
- ☐ 収穫体験農園では、ぶどう、みかん、いちご等の果樹、はくさい、キャベツ、ナス等の野菜が栽培されている。

②周辺環境

- ☐ 大阪府富田林市南部の丘陵地に位置し、大阪市内からは、電車等の交通機関を利用し、約 1 時間である。
- ☐ 昭和 61 年から 110ha 農地造成が行われ、白菜、ナス等が栽培されている。事業整備地域周辺は、ミカン畑、谷あいの狭小な田が点在している。

③整備方法

- ☐ 宅地化の進展、南河内塵芥処理場の建設、産業廃棄物の投棄等がみられるようになり、地元の農地所有者により、農地開発事業が検討された。
- ☐ 府営農地開発事業が実施されることになり、富田林市と農地所有者で開発農地の有効利用について協議され、合意形成を踏まえて、観光農業基本構想が策定された。

経営・活動の推移

年次	経営・活動の推移
整備以前	雑木林が広がり、一部にみかん畑、谷あいの狭小な田が点在していた。
昭和47年頃	みかん価格が暴落し、農業に先行き不安が感じられるようになる。 宅地化の進展、南河内塵芥処理場の建設 産業廃棄物が投棄され始める。
昭和56年頃	地元の農地所有者により、農地開発事業が検討される。
昭和57年度	地元の農地所有者が、農地開発事業の施行要望を提出する。 市と地元で、開発農地の有効利用について協議される。 (産業廃棄物処理場の進出を恐れた土地所有農家が農地開発事業によって開発された農地(約20ha)を供出。)
昭和58年度	富田林市において、現在の農業公園区域における観光農業基本構想の策定
昭和60年度	観光農業基本調査の実施。実施手法の検討
昭和61年度	府営農地開発事業（現在の農業公園区域の造成）の開始
昭和62年度	農業公園事業の具体化に向けて、農水省新農業構造改善事業（自然活用型広域利用）の地区指定を受けるとともに、府営農地開発事業との調整等の協議を実施、農業構造改善計画の策定
昭和63年度～平成5年度	農水省新農業構造改善事業 大阪府単独補助事業 富田林市単独事業等による農業公園内各種施設基盤整備の実施
平成5年度	開園
平成18年度	運営主体が富田林市から農事組合法人 富田林市南地区協同組合に移行される。

④管理運営実態

□管理運営主体は、平成18年度から従来の富田林市から農事組合法人 富田林市南地区協同組合に委譲された。

□農事組合法人 富田林市南地区協同組合は、地権者で構成されている。

経営概況

名称	富田林市農業公園サバーファーム	
関連事業	農地造成	大阪府営農地開発事業
	公園施設整備	新農業構造改善事業（自然活用型広域利用） 大阪府単独補助事業 富田林市単独補助事業
事業費・受益者	事業費：23億円（農地造成：4億円、公園施設整備：19億円） 受益農家：1法人（52人）	
運営主体	農事組合法人 富田林市南地区協同組合	
	資本金	2,094万円
	地権者	50名。土地代（2万3千円/10a）と配当（5%）。直接業務には参画しない（株式会社の株主と同様）。
	従業員	15名、パート約35名、計約50名。農地管理、造園、芝管理、温室等の施設管理、直売所、飲食店、その他事務を行う。（農作業、施設管理は約30名） 富田林市出身者は少数で、隣接市からの通勤者が主体。 ほとんどの人に農業体験がなく、地元農家からの技術指導で育成している。
農地面積	総面積：20ha（個人所有地：12ha、土地改良施設用地：8ha）	
主な作物	はくさい、キャベツ、ナス、サツマイモ等の収穫体験用の野菜	
	ぶどう、みかん、いちご等の収穫体験用の果樹	
	ハーブ、バラ、熱帯亜熱帯性の果樹香辛料系植物、薬用植物、染色用の植物	
主な施設	■総合管理棟（レストラン・売店）：841㎡ ■農産物加工場：300㎡ ■温室：753㎡ ■体験実習館：354㎡ ■果樹薬樹展示園：7,087㎡ 2,200本 ■ぶどう園：24,087㎡ ■香り園・バラ園：3,880㎡ ■ハーブガーデン：3,880㎡ ■芝生広場、花畑：3ヶ所、約10,000㎡ ■農産物直売所（公園入口に併設され、入園料は不要） ■バーベキューコーナー：224席 ■駐車場：乗用車200台、バス10台	
主な取り組み 販売商品 販売先	■直売所で近隣農家の農産物を販売 ■直売所は年間約6千万円の売り上げ ■加工場で生活改善クラブ（市内女性農家グループ）が河内漬、ジャム等を製造 ■はくさいのセル成形苗を販売 ■陶芸教室や料理教室等の開催	

⑤利用者実態

- 入園料は大人 700 円、小人 300 円で、入園者数は年間約 90,000 人である。その他に 3 歳以下の子供(入園料無料)が約 10,000 人来園している。
- 春(3～5月)と秋(9～11月)が多く、月に約 15,000 人来園(土日に 3,000～4,000 人)。
- 子供が保育園の遠足等で来園し、その後家族と共に利用する例が多い。
- 大阪市からの利用者が多い。
- 利用料金は、入園料＋各種作目別の摘み取り料が設定されている。
- 中学生の総合学習の場として 1～2 日の体験を受け入れているが、援農ボランティア等の市民活動は受入していない。今後、民営化による経営の安定を図るためには、収益の発生しない部門の取り組みが課題。

⑥多面的機能

機能	機能の発揮状況
交流・レクリエーション機能	☐ 都市部の住民に自然と親しむオープンスペースを提供し、自然と農業に対する理解を深める場となっている。 ☐ もぎ取り等の農業体験を通じ、農業者と交流の場を提供。
教育・学習・体験の場の提供	☐ 園児の遠足の場として活用されている。 ☐ 中学校の総合教育の場として活用されている。
自然環境保全機能	☐ 直売所では、堆肥と有機質肥料を主体に栽培された農産物及びその加工品を「東条てんこもり」と明示して販売している。
景観形成機能	☐ 農地造成事業と農業公園の開設により、良好な田園景観が造成された。 ☐ 農業公園を核に地域の農業が活性化し、周辺農地の保全が図られている。
リサイクル機能	☐ 堆肥化施設が併設されている。



直売所外観



園内の様子



直売所店内



いちごのハウス栽培

3) 見沼田んぼ福祉農園（福祉農園）

概要

- ☐ 見沼田んぼ福祉農園は、障害者が農作業を通じて心身機能の維持改善、健康増進、障害者相互の交流、地域との交流等を行える場として、埼玉県が見沼田圃の公有地化事業により借り受けた農地の一部を整備したものである。
- ☐ 徹底した除草作業や、有機農法に取組み、近隣農家からの信頼を得ている。

①農地・農業の実態

- ☐ 見沼田圃福祉農園は埼玉県の見沼田圃公有地化事業の一環として整備された。
- ☐ 農作物は、果樹 60 品目ハーブ 10 種類、野菜 10 種類を有機農法で栽培している。

②周辺環境

- ☐ さいたま市のほぼ中央に位置する 1,260ha の大規模な農空間である。埼玉県が農業以外の開発行為を規制し保全してきた農地である。
- ☐ 一帯の農地は農振地域に指定されている。

③整備方法

- ☐ 埼玉県の見沼田圃公有地化事業の一環として整備された。
- ☐ 農園内の施設は県から貸与されている。

経営・活動の推移

年次	経営・活動の推移
昭和59年	猪瀬氏（見沼福祉農園推進協議会代表）が浦和郊外に広がる見沼田んぼの保全活動にかかわる。 この保全活動の中で知り合った農家から 100 坪ほどの土地を借り、家族や仲間とともに園芸活動を実施しはじめる。
昭和61年	埼玉県と旧浦和市に対し、見沼田んぼの保全の具体的な提案として、「共に育ち、共に生きる、共に働く」拠点＝福祉農園構想を提案
平成10年	埼玉県の「見沼田圃公有地化事業」が開始される。
平成11年	5 月 9 日、見沼田圃公有地化事業の一環として、見沼田んぼ福祉農園が開園する。
現在	障害者や高齢者を含む多様な主体を、見沼田んぼの保全の担い手に位置づけ、8 年間共同性を育むとともに、土作り等の環境整備も充実させて、持続的な活動に発展しつつある。

④管理運営実態

□管理運営は、「見沼福祉農園推進協議会」が県から委託されている。

経営概況

名称	見沼田んぼ福祉農園
関連事業	見沼田圃公有地化推進事業
経営耕地面積	84a（地権者：埼玉県） （うち畑：70a） 第1農園：50a、第2農園：10a、第3農園：20a
主な作物	■ブルーベリー、ラズベリー、柿、プルーン、カリン、梅等の果樹 ■野菜10種類 ■ハーブ
管理運営者	見沼福祉農園推進協議会（7団体により構成）
利用者	7団体（約150名） ■障害者福祉施設（自立支援）関係 デイケア施設わくわく、身体障害者デイケア施設どくだみ荘、 虹の会 ■ボランティア団体 ぺんぎん村、わらじの会、見沼・風の学校、 浦和北ロータリー・クラブ
労働力	■障害者、スタッフ：100名 ■農園ボランティア：50名以上（シニア、学生、子供） ■近隣農家の協力者
主な施設	■プレハブ小屋（管理棟） ■トイレ、車椅子利用者用トイレ ■ビニールハウス ■農具小屋 ■井戸 ■芝生広場 ■パーゴラ、ベンチ
支援、助成等	■埼玉県：支援、主な施設の貸与 ■本田技研工業(株)汎用事業部：技術指導及び農機具の提供、広報支援 ■日本サムスン(株)：ボランティア派遣 ■立教大学研究助成、埼玉大学：インターン派遣など ■D o C o o p 及び生活クラブ生協：サイサン環境基金、基金助成等
農産物の販売	■週1回の宅配販売をし、年間100万円の売り上げ。 ■デイケア施設わくわく、ぺんぎん村の飲食店の受注生産をしている。 ■バザーで販売

⑤利用者実態

□7団体（約150名）が利用している。

□利用料金として、年会費6万円を設定している。

□知的障害者、身体障害者、精神障害者などとスタッフが協働で農作業をしている。

□福祉農園利用者は農業者として認められず、活動経費は個人の善意や企業等の支援により成り立っている。今後、障害者の農業による職業自立、また福祉農園の経営の自立が課題であり、公的な体制整備が必要となる。

⑥多面的機能

機能	機能の発揮状況
交流・レクリエーション機能	・障害のある者となない者が協働で活動している。 ・技術指導を通じて、近隣農家との交流も盛んである。
癒し・福祉機能	・障害者が農作業体験を通じて心身機能の維持改善、健康増進、仲間づくり等を行える。
教育・学習・体験の場の提供	・若手の農園ボランティア「風の学校」による環境教育活動「のうぎょう少年団」公開講座が開催されている。
自然環境保全機能	・徹底した除草により、無農薬栽培を実現している。 ・有機農法により、農園と周辺の動物の種類と数が増加している。
景観形成機能	・農地を有効活用することで、見沼田圃の良好な田園景観を創出している。
リサイクル機能	・刈り取った雑草や油粕・米ぬか等からぼかし肥を作っている。 ・見沼田圃にあるトラスト1号地で間伐された孟宗竹やその祖だを利用し、竹の葉は堆肥、枝は草木灰にして肥料に使われ、幹は竹炭、小川や池の護岸、日陰小屋の資材として活用される。



事業概要の看板



農園一帯の景観



農地の様子



東屋

4) 磯沼ミルクファーム（ふれあい牧場）

概要

- ☐ 都市近郊の酪農家として、地域・消費者に密着した経営を行うため、牛のオーナー制度や乳しぼり体験教室等のふれあい活動を実施している牧場である。
- ☐ 牧場内に乳製品の加工施設を設け、こだわりを持ったブランド品として直売やスーパーやデパートへの出荷をしている。

①農地・農業の実態

- ☐ 磯沼ミルクファームは、八王子市の市街化区域に位置する、牛舎3棟、総飼養頭数90頭（ホルスタイン45頭、ジャージー30頭、ブラウンスイス15頭）の牧場である。
- ☐ 牛舎や放牧場の他に粗飼料畑が1.5haあり、野菜等も栽培している。採れた野菜は体験料理教室で活用し、地場産農畜産物の利用推進を図っている。

②周辺環境

- ☐ 周辺は市街化区域に指定されている。
- ☐ 周辺の土地利用は農地と宅地からなり、牧場は住宅地と隣接している。

③整備方法

- ☐ 酪農家である経営主が、都市近郊における酪農は、地域・消費者に密着した経営を行うことが必要であると感じ、昭和57年に牛の共同オーナー制度の「ジャージークラブ」を結成し、地域一体となった酪農を実現している。（現在会員数約60人）
- ☐ 飼養頭数の増加に伴い、臭気問題が発生したが、コーヒー豆とカカオ豆の外皮を敷料に利用することで解決した。

経営・活動の推移

年次	飼養頭数	取り組み等
昭和47年	25頭	・短期大学卒業とともに就農
昭和53年		・外国酪農研修（オーストラリア）に参加し、牛乳の自給（牧場での手作り乳製品）に興味を持ち、帰国後独学をはじめる。
昭和57年	25頭	・乳製品を製造するために、ジャージー種を導入する。 ・酪農は個人農家ではなく地域で取り組みが必要だと感じ、周囲の消費者とともに、ジャージークラブを結成する。 ・手づくりヨーグルト加工を始める。
昭和62年		・乳製品加工を本格的に行うため、フランスへ視察研修を行う。結婚を機に、夫婦でドイツへ乳製品の研修旅行に出向く。
昭和62～63年		・それまで牛舎一棟だったところを、敷地内の竹やぶを切り開き、放牧場とした。その他、敷地内を酪農向けに整備する。 ・雇用者に頼らず、一人でも仕事を続けられることを考え、省力化施設にするため、フリーバーン・ミルクングパーラー施設を導入した。（当初はフリーストール方式だったが、故障が頻発したため変更した）
平成3年	35頭	・乳牛の増頭を行う。それに伴い臭気等の問題が発生し、その対策として、コーヒード・カカオ豆の外皮を敷料として利用する。（堆肥は袋詰にし、野菜農家を中心に販売している。）
平成6年	40頭	・ヨーグルト工房を設立し、ジャージー牛の生乳のヨーグルト製造を開始する。同商品の地元の共同購入組織の「やさしい畑会」や「ジャージークラブ」等を中心に販売を開始する。
平成8年	51頭	・大手スーパーで、ブランド商品として、販売されるようになる。 ・マスコミに取り上げられ、販売量が増加する。
平成10～15年	51頭	・大手会社の商品開発や、高価格であること等が原因で、販売量が伸び悩む。 ・価格を下げるため、工場を規模拡大することを考えるが、安売り競争に飲み込まれることを懸念する。 ・手作りの特徴を活かした高品質製品を作り続ける方向に決める。
平成17～18年	90頭	・野外料理体験教室のために石釜、ガーデングリル等の屋外調理器具を整備する。

④管理運営実態

経営概況

総飼養頭数	ホルスタイン種	45 頭	経産牛 55 頭 うち搾乳牛 45 頭
	ジャージー種	30 頭	
	ブラウンスイス種	15 頭	
飼養方式	フリーバーン・ミルクングパーラー方式		
飼料畑	粗飼料畑：1.5ha（うち借地 0.75ha） 作付作物：ソルゴー		
労働力	乳牛の飼養管理 経営主（54 才）＋雇用（フルタイム 2 名、パート 1 名） ヨーグルト工房 雇用（フルタイム 2 名、パート 1 名）		
主な施設	■フリーバーン牛舎：660 m ² （タンデムミルクングパーラー：単列 4 列） ■育成・乾乳牛舎：396 m ² ■子牛舎：115 m ² ■コンクリートサイロ：60 t（12t×4） ■個体識別自動給餌機 ■乾燥ハウス 1 棟・堆肥舎：264 m ² ■ヨーグルト工房：66 m ²		
販売商品	■牛乳：600kg/月、委託（町田ミルク工房ピュア） ■ヨーグルト 8 種：100kg/月、牧場内工房で製造 ■乳主源：わずか、牧場内工房で製造 ■アイスクリーム 4 種：40～80ℓ/月、委託（（有）オネスト） ■レトルトカレー（牧場の雄子牛を使用）、委託 ■フルーツソース、委託		
販売先	■クイーンズイセタン、日本橋高島屋等 ■ケーキ屋との契約販売 ■通信販売		

⑤利用者実態

利用形態	現状
ジャージークラブ	ジャージー牛共同オーナー制度で、一口 2 万円である。 ・オーナーは、自分の牛の牛乳を利用することが出来る。 ・会員数は約 60 人である。
体験教室	・参加者は、ジャージークラブ会員、牧場の顧客、生活舎の人等である。 ・体験教室は、年間通じて月に 4 回程度である。 ・一回の参加者は 20 名前後であり、定員を超える参加希望がある。

⑥多面的機能

機能	機能の発揮状況
交流・レクリエーション機能	・近隣住人等が見学を訪れ、大動物とのふれあいの場を提供している。 ・市民を対象とした乳絞りと野外料理(地場産農産物を利用)の体験教室を開催している。
癒し・福祉	・地元の適応障害者の会が体験教室に参加している。 ・大動物と接することで心を開く姿がみられる。
教育・学習・体験の場の提供	・酪農教育ファームに認定されており、教育関連の取り組みが実施されている。 ・体験教室は地元の子ども会、適応障害者の利用がある。 ・カウボウイ・カウガールスクールという牧場体験の講座を実施している。
景観形成機能	・都市部では珍しい放牧場は、地域に良好な農業景観を創出している。
リサイクル機能	・コーヒー豆とカカオ豆の外皮を利用した敷料から上質な堆肥が作られ、近隣農家に販売している。



牧場入り口



直売所



乾燥ハウス



フリーバーン牛舎

5) 舞岡公園（農業公園）

概要

- ☐ 良好な田園景観を有する農業地域で、市民が農業・自然・農村文化等と親しむことのできる場を提供し、農業者と市民の幅広い交流が生まれている。
- ☐ 直売所では市民へ新鮮で安全な農畜産物を提供し、豊かな自然が残る地域内は散策できるよう整備されている。

①農地・農業の実態

- ☐ 農業専用地区「舞岡地区」の総面積は約 92ha、関係農家は 54 戸である。
- ☐ 急激な都市化により、農業者の結束力不足や廃業等から農業の存続が困難となるなか、昭和 54 年に農地を保全するため横浜市独自の制度である「農業専用地区」の指定を受け、平成 2 年には市民と直結した農のある地域づくりを進めるため、横浜ふるさと村の指定を受け、「舞岡ふるさと村推進協議会」（組合員 56 名）を設立した。

②周辺環境

- ☐ 舞岡地区は横浜市の南西部に位置し、市街化調整区域及び横浜市独自の農業専用地区の地域指定を受けている。総面積は 92ha、関係農家数は 54 戸(H18)である。
- ☐ ふるさと村から舞岡駅までの歩道は、周辺の景観に合わせて整備されている。

③整備方法

- ☐ 急激な都市化により、農業者の結束力不足や廃業等から農業の存続が困難となるなか、昭和 54 年に農地を保全するため横浜市独自の制度である「農業専用地区」の指定を受け、平成 2 年には市民と直結した農のある地域づくりを進めるため、横浜ふるさと村の指定を受け、「舞岡ふるさと村推進協議会」（組合員 56 名）を設立した。

経営・活動の推移

年次	取り組み等
昭和45年	市街化調整区域に指定される。
昭和54年	農業振興地域に指定される。農用地区域：32.0ha 横浜市農業専用地区に指定される。
昭和62年	大手スーパーへの直納をはじめる。
昭和63年～	地場産農畜産物の直売に取り組む。
平成 2 年	横浜市ふるさと村の指定。「舞岡ふるさと村推進協議会」を設立。
平成 2～5 年	体験温室の設置
平成 6 年	農畜産物集出荷貯蔵施設（直売所「舞岡や」）の設置
平成 7 年	農畜産物処理加工施設（「ハム工房まいおか」）を設置。
平成 9 年度	総合案内所「虹の家」開館。開村

④管理運営実態

経営概況

名称	舞岡ふるさと村	
関連事業	横浜市ふるさと村事業	
関係農家数	54 戸	
経営耕地面積	地区面積：90.9ha	田：9.9ha 畑：19.3ha 樹園地：61.7ha
主な作物	野菜、果実（梨、梅）、	
組織等	農作業：関係農家 ハム工房まいおか：有限会社ハム工房まいおか 直売所、総合施設：各管理運営委員会	
主な施設	■総合案内所「虹の家」 ■直売所「舞岡や」 ■ハム工房まいおか ■散策路、東屋 ■ふれあい広場 ■堆肥化施設 ■体験温室：11 棟	
販売商品 販売先	■野菜：直売所、横浜農協、量販店への一括販売 ■漬物等の加工品：直売所 ■豚肉、豚肉の加工品：直売所	
管理方法	■各施設は、管理運営委員会によって運営されている。	

⑤利用者実態

- ☐ 「虹の家」来館者記録によると、横浜市内が殆どで、一部隣接する鎌倉市や藤沢市、県外の東京、千葉からの来館者もいる。

⑥多面的機能

機能	機能の発揮状況
交流・レクリエーション機能	☐ 体験農園、料理教室(そば打ち体験、手作りウインナー等)を実施し、市民と直結した農業を展開している。 ☐ 総合案内所「虹の家」では、企画展示、研修室の貸し出しを実施し、非農家も参加した活動を展開している。
癒し・福祉	☐ 体験農園では、もぎ取り等を通じて自然とふれあうことで、都市住民に癒しの場を提供している。
教育・学習・体験の場の提供	☐ 総合案内所「虹の家」では、各種教室(自然観察会、竹細工等)の開催が開催される。
自然環境保全機能	☐ 都市近郊でまとまった緑地が残されている。
景観形成機能	☐ 優れた田園景観が保全されている。 ☐ 周辺歩道は景観に合わせて整備されている。
リサイクル機能	☐ 堆肥化施設があり、地区内の家畜糞尿を堆肥としてリサイクルしている。



総合案内所「虹の家」



周辺の歩道



ふるさとの森内の散策路



「舞岡や」店内

Ⅱ．都市農業の展開手法の検討

§ 1 首都圏郊外における今後の都市農業の展開手法の検討

1. 都市農業の展開方向

(1) 首都圏郊外に求められる環境

首都圏郊外は、戦後の社会全体の経済成長期において、急速な大規模労働力供給のために人口が大量に流入し、この人口流入に対処するため、都心周辺から郊外にかけて開発が進み、市街地が拡大した。特に 1960 年以降、郊外部では、住宅団地、ニュータウンなどの都心部への通勤者を中心とした居住機能特化型の市街地の形成が進められた。これにより農地・自然・緑地が減少した。同時に郊外から都心部等への大量の通勤需要に対し、高密度な公共交通機関ネットワークが整備され、スプロール化とも相まって長距離通勤、通勤混雑が顕在化した。

しかし、将来の人口減少、高齢者の増加等が予想されるなか、首都圏郊外においては、下記に示す社会や生活が求められている。

【首都圏整備計画（平成 18 年 9 月策定）】

首都圏整備計画では、首都圏が目標とする社会や生活の姿は、以下のとおりとしている。

- ☐ 我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備
- ☐ 個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現
- ☐ 環境と共生する首都圏の実現
- ☐ 安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成
- ☐ 将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造

【サステイナブルな大都市圏の条件】

地球環境制約の下での経済成長を基本とし、将来想定される課題に対応していくものとして、「サステイナブル」（持続可能性）な都市づくりが求められている。

- ☐ 安定的な経済成長の維持
- ☐ 地球温暖化防止のための CO₂ 排出量の削減
- ☐ 生活の質（QOL）の向上
 - ・生活利便性の向上（モビリティの確保、買物利便性の向上等）
 - ・居住性の向上（居住空間の拡大、密集市街地の解消等）
 - ・震災・水害への防災性の向上
 - ・道路混雑の緩和（移動快適性、定時性の向上）
 - ・通勤混雑（公共交通機関の混雑、長時間通勤）の緩和
 - ・住民の多様なニーズへの対応
 - ・緑地等の緑被性の向上

(2) 生活者の視点からみた首都圏郊外の変遷と今後の方向性

生活者という視点から見た首都圏郊外の戦前、戦後～現在、そして今後の方向性を以下に示す。

